

26. 北欧諸国では、非債弁済 *condictio indebiti* が、錯誤弁済の返還を規律する独立した制度を構成している。それは、誤った受領者への弁済、二重弁済、過払いを含む。非債弁済の返還訴権は、主に独立した法律制度と考えられ、たんに一般不当利得返還訴権の特別な例と同視されるわけではない（スウェーデンについては、*Hult, Condictio indebiti*, 52、デンマークについては、*Vinding Kruse, Restitutioner*, 203。フィンランドの異なる問題解決方法については、*Hakulinen, Obligationsrätt*, 365 を参照。さらに、*Serlachius, TfR 1903*, 137-174 and *Roos, JFT 1992*, 75 も参照）。スウェーデンにおいては、一般原則は、錯誤による弁済は返還されなければならないというものである。しかしながら、それぞれの事件は、その個別事情に即して評価されており、その場合には、受領者の善意、弁済者に過失があった場合のその過失その他の重要な要因が考慮される。履行義務がないことを知って行われた任意の弁済の場合には、弁済が錯誤でなされたと主張することができない。また、時効消滅した債務の弁済は、非債弁済の返還請求権の対象にはなりえない（*Hult loc. cit.* 73; *Rodhe, Obligationsrätt*, 688）。さらに、善意の受領者は、給付を信頼して行動したか（HD 31 May 2001, NJA 2001, 353）、それを処分したときは、その給付を保持する権利が認められる場合がある。いずれにせよ、弁済者が、その錯誤について受領者に知らせる時点まではこの抗弁が使える。弁済と受領者への通知にほとんど時間的な間隔がないときは、受領者は、普通、〔有効な〕弁済を考慮して自らの状態を変更したと主張することができない。一般的な見解によれば、弁済を返還する義務を負うことになる受領者は、非債弁済を受領する前の状態と比して、返還義務を負うことで状態が悪化されることがあってはならない（HD 30 December 1970, NJA 1970, 539）。被用者と消費者は、しばしば、錯誤弁済の返還請求権につき、特別の権利を与えられている（スウェーデン労働裁判所 8 November 2006, AD 2006, no.105; HD 12 April 1984, NJA 1984, 280）。両当事者のそれぞれの状態の評価につき重要なその他の要素は、弁済が自らの債権を完全に消滅させたという事実を受領者が信頼していたかどうかや、いずれの当事者が弁済の基礎となる関係の性質につきより良く見渡せるかという問題である。このようにして、過失の考慮や、いずれの当事者が錯誤弁済の危険を負担するべきかということが重要となる（*Karlgren, SvJT 1940*, 331, 339; *Huk loc. cit.* 83; HD 10 February 1933, NJA 1933, 25）。この問題解決方法は、銀行が顧客の振込指図に関して錯誤し、顧客の口座から資金を誤って引き落としした事例でも適用される〔訳注：括弧開くが脱落〕（HD 30 March 1994, NJA 1994,177; HD 17 September 1999, NJA 1999, 575; *Hellner, Obehörig vinst*, 205; *id.*, JT 1999-2000, 409-415）。デンマークでは、非債弁済は返還請求ができるという一般原則は未発達である。それに代えて、事例毎に重要な諸事情が評価されて、結果的にはスウェーデン法におけるのと似た結論に至っている。何よりも、受領者の善意と弁済をした者の過失が、いずれが錯誤弁済の危険を負担するべきかという判断において重要な考慮要因である（*Vinding Kruse loc. cit.* 206; *Gomard, Obligationsret III*, 171; *von Eyben/Mortensen/Sørensen, Obligationsret II*, 137; *Ravnkilde, Betalningskorrektioner*, 89; HD 4 May 1982, UfR 1982, 580）。この訴訟原因は、給付保持ができるとの事実を受領者が信頼したか否かには影響されないが*、給付を行った当事者の能動性**は受領者の善意を推定させる徴表と見ることができる（Eastern CA 27 February 1975, UfR 1975, 648）。これとは対照的に、フィンランドの裁判所は、不当利得返還請求権と非債弁済の返還訴権の間の直接的な関係を確立してきた（たとえば、最高裁の 8 October 1986, KKO 1986 II 126）。しかしながら、ここでは不当利得の概念は、むしろ重要な原則の理論的説明の意

味合いで利用されており、訴訟原因の構成要件を明確化するものとしてではない。フィンランド法は、次第に、スウェーデン法が採用している問題解決方法に収束しつつあるとみてよいかもしれない (*Roos loc. cit.*)。いずれにせよ、一般的常識に依拠する問題解決方法、すなわち事例毎の評価が、フィンランド法では次第に有力となりつつある。弁済を返還する責任は制限されうる。そのような制限の根拠は、受領者の善意、両当事者の経済的・社会的諸状況、弁済の目的および弁済者の能動性**である。

* 訳注：この文章はきわめて難解である。直前の文章で受領者の善意が重要であるとしていることと矛盾する。強いて整合するように解釈するとすれば、返還請求を基礎づける訴訟原因には受領者の善意・悪意は影響せず、返還請求を障害・制限する効果に関する抗弁レベルでのみ問題になるという趣旨か。

** 訳注：2個所に使われている「受動性」は論理的に成り立ちにくい。「受動性」という概念で考えられるとすれば、債権者の請求に応じた弁済であること、新たな債権・債務関係の構築ではなく、既存の義務の履行行為にすぎないということ、強制執行や解除を避けるために任意性を欠く弁済をするということであろう。しかし、いずれにしても、そのことが債権者の善意を推定させる徴表となったり、返還請求を制限する根拠になるという論理的関連がわからない。むしろ、ほかならぬ弁済者の錯誤に起因して債権者が利得を押し付けられたのだから、債権者の善意を推定し、善意で地位を不利益に変更させられないよう返還請求を制限する、という論理なら筋が通る。この意味であれば、「能動性」と表現すべきであり、「受動性」は誤記ではないかと思われる。

27. イングランドでは、歴史的に、被告によって（直接に）受領された金銭の返還は、受領金銭返還訴訟 *action for money had and received* で行われてきたが、他方で、第三者から（たとえば原告の債務者^{*}から）被告が受領または取立てをした金銭は、被告のために支払われた金銭の〔返還〕訴訟 *action for money paid to the defendant's use* で訴求されてきた。役務の補償は、提供役務相当金額の引受訴訟 *assumpsit for a quantum meruit* で訴えられた。物の価値は、物品相当額請求訴訟 *quantum valebat* により返還された。それぞれは（受領金銭返還訴訟を除いて）被告の（観念的な）黙示の要求に基づいていた。喪失した約因に基づいて支払われた金銭は — 約因の喪失 (2:101条ノート127参照) により — 返還を求めることができる。請求権は、最初から有効な契約（たとえば、契約が〔後に〕目的達成不能になった *Fibrosa Spolka Akcyjna v. Fairbairn Lawson Combe Barbour Ltd.* [1943] AC 32 (HL)) には限定されない。請求権は、契約が最初から無効な場合にも拡張されていると思われる (*Westdeutsche Landesbank Zentrale v. Islington London Borough Council* [1996] AC 669, 683 (Lord Goff))。他方、契約が有効なときには (*Thomas v. Brown* (1876) 1 QBD 714)、原則として約因の喪失はない。もっとも、この場合にも変化が取り沙汰されているが (*Birks, English Private Law* 1, 15.100: 原則は異議に曝されており、おそらく誇張であろうという)。伝統的には、そのような喪失は全面的でなければならない（たとえば、反対給付全部がなされないこと。 *Yeoman Credit Ltd. v. Apps.* [1962] 2 QB 508 (CA))。しかしながら、今や、この理論は、地位の変更の抗弁と責任の前提要件としての反対給付の原状回復の抗弁に包摂されていて、〔原状回復に対する〕完全な阻害要因としてはもはや機能していないように思われる。 *Goss v. Chilcott* [1996] AC 788 (貸主は、一部返済に対する控除を条件に、変造により後に無効となった捺印証書によりなされた貸付金の返還請求ができる); *Westdeutsche Landesbank Zentrale v. Islington London Borough Council, loc.cit.* (両当事者からの支払があった限りで)を

参照。もっとも、*Stocznia Gdanska S. A. v. Latvian Shipping* [1998] 1 WLR 574 も参照。同事件では、約因の全面的喪失の適用が前提として採用されるとの両当事者の合意があった（ただし、いずれにせよ、設計と建造の債務が売買契約に付加的なものであったとすれば、船の竜骨の建造は、一部履行であり、約因の全面的喪失は存在しなかった）。

* 訳注：原文は原告の債権者とあるが、債権者から給付が行われるという場面が想像しにくい。原告の債務者から被告が（債権の準占有者として、あるいは、被告からの委任に基づくとして）受領したという場合を指すものと思われ、債務者の誤記であろう。

28. アイルランド法の不当利得責任の構造は、それに姉妹法である英米法圏におけるのと同じように拡散している。被告が、錯誤によって行為した原告の役務によって利得したときは、利得は不当で、被告は原状回復をする義務を負うと判示された (*Rogers v. Louth County Council* [1981] IR 265; *O'Connor v. Listowel Urban District Council* (1957) Ir.Jur 43)。契約違反を理由とする損害賠償金が差し引かれても利益がなお生じるだろうと計算をしたがゆえに契約に故意に違反した被告は、不当利得の責任を負うだろう (*Hickey & Co. Ltd. v. Roches Stores (Dublin) Ltd. (No.1)*, (1976) [1993] Restitution LRev. 196 (Finlay P))。Clark, Contract Law⁴, 464 を参照。